

福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等 補助金交付額確定通知書

福環総第 号

住 所

（事業者名）

（代表者名）名 前

年 月 日付で福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等実績報告書の提出があった事業について、福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

福山市長 枝 広 直 幹

補助対象設備

- | | | |
|---|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 | <input type="checkbox"/> 蓄電池 | <input type="checkbox"/> 高効率空調設備 |
| <input type="checkbox"/> 高機能換気設備 | <input type="checkbox"/> 高効率照明機器 | <input type="checkbox"/> 高効率給湯機器 |
| <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム | | |

補助金交付申請額

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 蓄電池 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 省エネ設備（高効率空調設備，高機能換気設備，高効率照明機器，高効率給湯機器，コージェネレーションシステム） | 円 |

備考

- (1) 要綱を遵守すること。
- (2) 要綱の規定に違反した場合，補助金の使途が適正でない場合は，この決定の取り消しにより，市長の求めに応じ交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) この事業について，市長が必要な調査を行うときは調査に協力すること。